

奈良労働局 Press Release

令和 4 年 10 月 14 日発表 【照会先】

奈良労働局 労働基準部 監督課 監督課長 百歩 健 主任監察官 木村 聖 (直通電話)0742-32-0204

報道関係者 各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です。

~ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施 ~

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中、奈良労働局(局長 鈴木 伸宏)では、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、奈良県内の使用者団体や労働団体に対し協力を要請するとともに、管下労働基準監督署では、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導などを行うこととしています。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする 死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡または これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

《 過労死等防止対策推進シンポジウム (奈良会場) 》

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します (無料でどなたでも参加できます。)。

開催日:11月24日(木)13時30分から15時40分(受付13時から) 開催場所:ホテルリガーレ春日野2F 飛鳥の間(奈良市法蓮町757-2) [参加申込方法]事前に下記ホームページからお申込みください。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

《 過重労働解消キャンペーン 》(裏面を参照)

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

令和4年度「過重労働解消キャンペーン」の概要

1 労使の自主的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、奈良労働局長名による協力 要請を行います。

2 奈良労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

奈良労働局長が長時間労働削減等に向けた積極的な取り組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組内容を、ホームページなどを通じて紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的な監督指導を行います。

4 過重労働相談受付集中期間の設定、及び特別労働相談を実施します

過重労働相談受付集中期間

11 月 1 日 (火)から 11 月 5 日 (土)(11 月 3 日 (木)を除く。)を過重労働相談受付集中期間とし、奈良労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、過重労働に係る相談や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、労働条件相談ほっとラインでも相談をお受けします。

特別労働相談

11月5日(土)に「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。また、労働条件相談ほっとラインでも相談をお受けします。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号: 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3 (フリーダイヤル) 実施日時: 令和 4 年 11 月 5 日 (土) 9:00~17:00 労働基準監督官が、相談に対する指導・助言を行います。

労働条件相談ほっとライン【委託事業】

《労働条件相談ほっとトライン》

電話番号: 0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0 (フリーダイヤル)

相談時間:平日 17:00~22:00 土・日・祝日 9:00~21:00

5 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10 月から 12 月を中心に、オンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

[専用ホームページ] https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する 周知・啓発等について、協力要請を行います。



労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた 積極的な取組事例を収集・紹介します。

過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、 過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

 $_{\text{Фл4}}$ 11月5日(±) 96 \sim 176 $_{\text{вос}}$ 0120-794-713

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、 「労働条件相談ほっとライン I で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/



過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心に、 「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、 過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。



参加費無料

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。



https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を 生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。



「しわ寄せ」防止特設サイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/



11月「過労死等防止啓発月間」に 労働解消キャンペーン を実施します!

無料 令和4年 11月5日(土) 9時~17時

相談ダイヤル

11月 1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です



都道府県労働局

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



労働時間などの現状は?

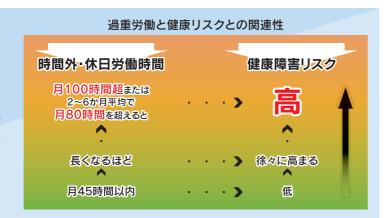


労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、 労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務 上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近 年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められ る件数も年々増加しています。

> 長時間労働が健康に 与える影響は?

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の 考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。





過重労働による健康障害を防止するために

○ 1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限 規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。





①2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

①3 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆労働時間等見直しガイドラインに挙げられている取組メニューに 留意しながら、労働時間等の設定の改善に取り組みましょう。
- ◆勤務間インターバル制度(※3)の導入にも努めましょう。



🛈 🗗 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、 健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を 実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。
- ※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)
- ※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)
- ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み
- ※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)



奈良会場

月 は 「過労死等防止啓発月間」です。



健康で充実して 働き続けることのでき

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の 労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が 損なわれ深刻な社会問題となっています。 本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方の ご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、 防止対策について探ります。

2022年11月24日(木)

13:30~15:40 (受付13:00~)

会場

ホテルリガーレ春日野 2F 飛鳥の間

(奈良県奈良市法蓮町757-2)

基調講演

「コロナ禍における 職場のハラスメント問題」

滋賀大学 名誉教授 大和田 敢太 氏

事前申じ

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い実施いたします。感染拡大の状況により、開催方法が変更<mark>になる場合や、参加者数を制限</mark>するなど、 規模を縮小して実施する場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

後援: 奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、 主催:厚牛労働省 生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市

協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、 奈良産業保健総合支援センター、働くもののいのちと健康を守る奈良県センター

二次元バーコードを 読み込んで下さい。

奈良 会場

[基調講演]

「コロナ禍における 職場のハラスメント問題」

大和田 敢太 氏 (滋賀大学 名誉教授)

[奈良労働局からの報告] 葛城労働基準監督署

「過労死遺族の声」

会場のご案内

ホテル リガーレ春日野 2F 飛鳥の間

(奈良県奈良市法蓮町757-2)

- 近鉄奈良駅13番、JR奈良線駅西口15番より、「西大寺駅行」または 「航空自衛隊行」に乗車(約5~7分)⇒「佐保小学校前」下車すぐ
- ・近鉄西大寺駅より「近鉄・JR奈良駅行」に乗車(約15分)⇒「佐保小学校前」下車すぐ
- ・無料駐車場(150台)完備

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。 尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

DWebからの申し込み∶

上次元バーコードを読み込んで下さい



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

近鉄奈良線 近鉄新大宮駅

至西大寺

平城宮跡

至大阪

R 24

大和田 敢太 氏



近鉄奈良駅

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

バス値

- ●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 052-915-1523
- ●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム「参加申込書] 次の該当する□に**✓**をお願いいたします。

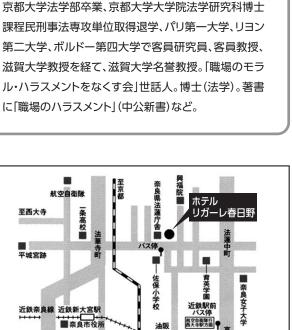
□ 経営者 □ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員 □ 教職員 □ 医療関係者 □ 社会保険労務士 □ パート・アルバイト □ 学生 □ 過労死等の当事者・家族								
□ その他 []					
お名前	ふりがな	ふりがな						
5名以上のお申込みは、 別紙 (様式自由) にて FAXしてください。	ふりがな	ふりがな						
連絡先	●TEL: ●F	AX:						
上 连 裕 元 	●E-mail:							
企業·団体名		_						

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への 情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電 話: 20570-070-072

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け



健康に生き生き働ける職場づくりのために

本セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、 企業の事例紹介など、「実務的に使える知識やノウハウ」を提供します。

セミナー内容を回無通

- ▶ 法令、ガイドライン等のポイント解説
- > 過重労働に関連する裁判例
- ▶ 過重労働解消のための取組みのポイント
- > 過重労働解消に関する企業の取組事例

これらのほか、受講回ごとに、過重労働解消に関連する 重点テーマを設定し、深掘りして詳細に解説します。

※詳しくは、裏面及び下記専用Webサイトをご覧ください







2022 9月末 2月中旬 F記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法

□ オンライン開催(Zoomによるウェビナー):44回開催

<u>忙 会場開催:東京・愛知・大阪で各1回開催</u>

☆ このほか、特別企画として「**業務効率化セミナー**」を東京・大阪で会場開催!

各回 2時間30分

全**49**回

〈参加費〉

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト



https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(全基連) 過重労働解消のためのセミナー事務局∕〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6F TEL.03-5283-1030(平日10:00-17:00) FAX.03-5283-1032 E-mail:kajyu-kaishou@zenkiren.com

オンライン開催(44回) + 会場開催(3回) 紫樹油に詳しい弁護士、大学教授、元労働基準 会場開催(3回) 監督官などの経歴を持つ専門家が担当します!

労働法に詳しい弁護士、大学教授、元労働基準



	開催回	開催日		開催時間	講師	詳細解説テーマ	開催形式
9 月	第1回	9/29(木)	午前	9:30~12:00	弁護士 外井 浩志	過重労働に関する企業の責任	オンライン
月	第2回	9/29(木)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 上村 俊一	過重労働とメンタルヘルス	オンライン
	第3回	10/4(火)	午前	9:30~12:00	社会保険労務士 河合 智則	過労死等労災認定の基本(業務上疾病と労災認定基準)	オンライン
	第4回	10/4(火)	午後	14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と労災認定・労災補償	オンライン
	第5回	10/5(水)	午前	9:30~12:00	上村 俊一	過重労働と労災認定・労災補償	オンライン
	第6回	10/5(水)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士 森井 博子	パワハラと過重労働対策	オンライン
	第7回	10/6(木)	午後	14:00~16:30	東京大学社会科学研究所 教授 水町 勇一郎	なぜ過重労働の解消か? —過重労働対策とこれからの働き方	会場開催(東京)
	第8回	10/13(木)	午前	9:30~12:00	元北海道労働局局長 引地 睦夫	過重労働と労災認定	オンライン
	第9回	10/13(木)	午後	14:00~16:30	水町 勇一郎	なぜ過重労働の解消か?—過重労働対策とこれからの働き方	オンライン
10 月	第10回	10/17(月)	午後	14:00~16:30	特定社会保険労務士・労働衛生コンサルタント 田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン
	第11回	10/17(月)	夜	17:30~20:00	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン
	第12回	10/19(水)	午前	9:30~12:00	外井 浩志	過重労働に関する企業の責任	オンライン
	第13回	10/19(水)	午後	14:00~16:30	森井 博子	過重労働と改正過労死・精神障害認定基準	オンライン
	第14回	10/22(土)	午前	9:30~12:00	引地 睦夫	長時間労働削減に向けた労働基準監督署等の施策	オンライン
	第15回	10/22(土)	午後	14:00~16:30	引地 睦夫	長時間労働削減に向けた労働基準監督署等の施策	オンライン
	第16回	10/28(金)	午前	9:30~12:00	外井 浩志	過重労働に関する損害賠償事例	オンライン
	第17回	10/28(金)	午後	14:00~16:30	森井 博子	パワハラと過重労働対策	オンライン
	第18回	10/31(月)	午後	14:00~16:30	河合 智則	脳・心臓疾患労災認定基準と改正の概要	オンライン
	第19回	11/2(水)	午前	9:30~12:00	外井 浩志	過重労働に関する損害賠償事例	オンライン
	第20回	11/2(水)	午後	14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と勤務間インターバルの取組み	オンライン
	第21回	11/8(火)	午前	9:30~12:00	田原 さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン
	第22回	11/8(火)	午後	14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン
	第23回	11/10(木)	午前	9:30~12:00	社会保険労務士、東洋大学准教授 北岡 大介	副業・兼業と過重労働	オンライン
	第24回	11/10(木)	午後	14:00~16:30	北岡 大介	副業・兼業と過重労働	オンライン
	第25回	11/11(金)	午後	14:00~16:30	社会保険労務士 茶園 幸子	過重労働の防止に向けて	会場開催(大阪)
	第26回	11/12(土)	午前	9:30~12:00	引地 睦夫	過重労働とテレワーク	オンライン
11	第27回	11/12(土)	午後	14:00~16:30	引地 睦夫	過重労働とテレワーク	オンライン
月	第28回	11/15(火)	午後	14:00~16:30	森井 博子	過重労働に係る労働基準監督署等の施策	オンライン
	第29回	11/15(火)	夜	17:30~20:00	河合 智則	精神障害労災認定基準と改正の概要	オンライン
	第30回	11/17(木)	午後	13:30~16:00	社会保険労務士 小林 元也	過重労働と労働時間管理	会場開催(愛知)
	第31回	11/18(金)	午前	9:30~12:00	外井 浩志	従業員の健康管理と産業医等の活用	オンライン
	第32回	11/18(金)	午後	14:00~16:30	河合 智則	過労死等の防止に向けた行政の動き	オンライン
	第33回	11/21(月)	午後	14:00~16:30	上村 俊一	過重労働とメンタルヘルス	オンライン
	第34回	11/25(金)	午前	9:30~12:00	外井 浩志	従業員の健康管理と産業医等の活用	オンライン
	第35回	11/25(金)	午後	14:00~16:30	森井博子	過重労働に係る送検事例等	オンライン
	第36回	11/29(火)	午前	9:30~12:00	田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン
		11/29(火)	午後	14:00~16:30	田原さえ子	過重労働とメンタルヘルス	オンライン
	第38回	12/1(木)	午前	9:30~12:00	北岡大介	過労死事件における法的留意点	オンライン
	第39回	12/1(木) 12/5(月)	午後	14:00~16:30	北岡大介	過労死事件における法的留意点	オンライン
	第40回 第41回	12/5(月)	午後午後	14:00~16:30 14:00~16:30	上村 俊一 引地 睦夫	過重労働と下請け等へのシワ寄せ防止 労働時間の管理と行政指導·企業名公表	オンラインオンライン
10	10-	12/8(木)	十俊 夜	17:30~20:00	引地 睦夫	労働時間の管理と行政指導・企業名公表	オンライン
12 月	第43回	12/0(水)	午前	9:30~12:00	北岡 大介	方側时间の管理と打成指導・正素石公衣 定額残業代制度の課題	オンライン
	第44回	12/14(水)	午後	14:00~16:30	外井 浩志	進行 は	オンライン
	第45回	12/14(水)		17:30~20:00	上村 俊一	過重労働と勤務間インターバルの取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	オンライン
	第46回	12/14(水)	を 存 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	9:30~12:00	北岡 大介	型里方側と動務向インターバルの取組み 定額残業代制度の課題	オンライン
		12/16(金)		14:00~16:30	上村 俊一	過重労働と下請け等へのシワ寄せ防止	オンライン
	짜막 [□	1 亿/ 1 〇 (並)	1 7文	14.00 - 10.30	工11 区		10010

特別企画 業務効率化セミナー(会場開催、2回)

開催地	開催日	開催時間	会 場	講師
東京	10/7(金)	14:00~16:30	角筈区民ホール(新宿区)	(株)日本能率協会コンサルティング チーフコンサルタント
大阪	12/2(金)	14:00~16:30	エル・おおさか本館(大阪市中央区北浜東)	小河原 光司

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト







[※]オンラインセミナーにお申し込みいただいた方には、開催前に、セミナー参加に必要なZoomのURL等をメールにてご案内します。 ※上記とは別途、企業単位での個別開催のご希望がございましたら、表面記載の電話番号またはメールアドレスへお問い合わせください。

月は 月間です。

大企業・親事業者による 長時間労働の削減等の取組が、 下請等中小事業者に対する 適正なコスト負担を伴わない短納期発注、 急な仕様変更などの「しわ寄せ」を 生じさせている場合があります。 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない 短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!



生んでいるかもしれません

貸 厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署







大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、 納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。
- ■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省·中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

- ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!
 - ●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
 - ●親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。
 - 例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
 - ●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
 - ●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、 適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
 - ●納期や工期の過度な年度末集中
- ② 発注内容は明確にしましょう!
 - ●親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注 計画を提示し、発注の安定化に努めること。
 - ●発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。
- ③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、<u>人手不足や最低賃金の引き上げなど</u>による労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 **○○** 0120-418-618 にご相談ください。 (受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHS からもご利用いただけます。 お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月5日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和4年11月5日(土)9:00~17:00 00 0120-794-713
※11月5日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(000120-811-610)で相談できます。



過重労働解消 キャンペーン